

岩倉市身体障がい者住宅改善費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の改善に要する経費を助成することにより、身体障がい者の居住環境を改善し、生活の質の向上を図ることを目的として実施する岩倉市身体障がい者住宅改善費助成事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づき助成を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記載されている者または外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき外国人登録原票に登録されている者であって、現に市に居住しているもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の1級または2級に該当する下肢または体幹機能障がい者

(イ) 等級表の1級または2級に該当する視覚障がい者

(ウ) その他市長が必要と認めるもの

(2) 前号に掲げる者を現に扶養し、かつ、当該者と同居している者

2 前項の規定にかかわらず、この要綱または岩倉市高齢者住宅改善費助成金交付要綱（平成16年4月1日施行）による住宅改善費の助成を受けた者に係る当該住宅の改善については、助成の対象としないものとする。

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、岩倉市リフォームヘルパー派遣実施要綱（平成8年4月1日施行）第4条に規定する相談または助言により行う住宅改善のうち、次に掲げるものとする。ただし、当該住宅改善が、新築及び増築に該当すると認められる場合を除く。

(1) 対象者が日常生活を安全かつ容易にするための居室、浴室、台所、便所、出入口等の改善及び設備の取付け

(2) その他、市長が必要と認める住宅改善

(助成額)

第4条 前条に規定する対象事業に係る助成は、介護保険法（平成9年法律第123号）第45条及び第57条に規定する給付が優先するものとし、助成額は、当該対象事業の経費の2分の1とする。ただし、限度額は、50万円とする。

2 助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(申請及び決定)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市身体障がい者住宅改善費助成申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改善に係る契約書又は請書の写し及び見積書の写し

(2) 改善前及び改善後の見取図

(3) 申請者が借用している家屋又は土地上に工事を行う場合は、当該家屋並びに土地の所有者の承諾書（様式第2）

(4) その他、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否等を決定し、岩倉市身体障がい者住宅改善費助成決定・却下通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告等)

第6条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、住宅改善が完了したときは、岩倉市身体障がい者住宅改善完了報告書（様式第4）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅改善に係る費用の支払が確認できる書類の写し

(2) 改善前及び改善後の写真

(3) 請求書（様式第5）

2 岩倉市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費、岩倉市高齢者住宅改善費及び岩倉市身体障害者住宅改善費受領委任払い取扱事業者登録要綱（平成19年4月1日施行）第3条の規定により登録を受けた事業者が住宅改善を実施した場合は、前項の報告書に委任状（様式第6）を添付することにより、助成金の受領を委任することができるものとする。

(助成の時期)

第7条 市長は、前条に掲げる書類を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

岩倉市身体障がい者住宅改善費助成申請書

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(対象者との続柄)
(電話番号)

次のとおり住宅改善の助成を申請します。

改善を必要とする者の状況	氏 名		生年月日	年 月 日	
	住 所				
	身体障害者手帳	県 第	号	年 月 日	交付
		種 級	下肢・体幹・視覚		
	使用補装具等				
家 族	氏 名	続柄	生年月日	職 業	備 考
改善内容等					
工事予定年月日 年 月 日					

- 添付書類 (1) 住宅改善に係る契約書又は請書の写し及び見積書の写し
(2) 改善前及び改善後の見取図

様式第2（第5条関係）

所 有 者 承 諾 書

年 月 日

様

(貸主) 住 所
氏 名

私の所有する下記の物件について、貸主が岩倉市身体障がい者住宅改善助成事業に係る改善をすることを承諾します。

記

1 家屋所在地、名称及び部屋番号

2 貸主 住 所

氏 名

様式第3 (第5条関係)

岩倉市身体障がい者住宅改善費助成決定・却下通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました住宅改善費の助成については、
次のとおり決定・却下します。

対象者	氏名	
	住所	
	障がい等	
改善内容	見積額 円 助成額 円	
却下理由		
備考		

様式第4（第6条関係）

岩倉市身体障がい者住宅改善完了報告書

岩倉市長 殿

報告者 住 所

氏 名

次のとおり住宅改善を完了しましたので報告します。

対象者	氏 名			
	住 所			
	障がい等			
改善内容				
	経費	円	助成決定額	円
	工期	年 月 日	～	年 月 日

- 添付書類
- (1) 住宅改善に係る費用の支払が確認できる書類の写し
 - (2) 改善前及び改善後の写真
 - (3) 請求書（様式第5）

様式第5（第6条関係）

請 求 書

金 円

ただし、身体障がい者住宅改善費助成金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者 住 所

氏 名

受取人 住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、事業所の名称、
代表者氏名及び岩倉市受領委任払い取扱事業者番号）

支払希望金融機関名	口座種目	口座番号	フリガナ 名義人

様式第6（第6条関係）

委 任 状

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所

氏 名

岩倉市身体障がい者住宅改善助成金の受領に関する権限を下記の受取人に委任します。

岩倉市受領委任払い取扱事業者番号	
所 在 地	
事業所の名称	
代表者氏名	